

錬成講座 問題「商法」

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

- 1 Z株式会社（以下「Z社」という）は、加工食品の製造を業とする取締役会設置会社である。Z社は公開会社ではあるがその発行する株式を上場していない。Z社の株式は、Z社の創業家出身で現在Z社の代表取締役であるYが議決権の約30%を保有しているほか、Yを中心とする創業家一族10名が約40%、Z社の取引先や取引銀行など約100社が約30%を保有している。
- 2 A株式会社（以下「A社」という）は、Z社が製造した加工食品等の卸売・配送などを業とする株式会社であり、Z社の完全子会社である。平成20年4月以降、A社の代表取締役はYのお気に入りであるBが務めていた。
- 3 A社の業績は概ね無難に推移してきたが、平成29年度ごろから売掛金の額が徐々に増え始め、令和元年度には平成28年度の売掛金の額の倍になっていた。令和元年8月にYが内々にBに事情を聞いたところ、Bは「ある取引先からの支払が、先方の事情により延び延びになっているため、売掛金の額が大きくなっている。ただ、当該取引先の信用状態は把握しているので、問題ない」との説明を受けたため、それ以上は特に調査を行わなかった。
- 4 ところが、その後もA社の売掛金の額は増え続けた。令和3年4月、A社の顧問税理士からZ社取締役会宛に「A社の売掛金の額が相当額に膨れ上がり、かつ、その取立てが滞っている。特に取引先であるC社に対する売掛金の額が突出して高い。このままではA社の資金繰りにも影響が出るので早急に何らかの対処を行った方がよい」との報告がなされた。そのため、Z社取締役会はBに対して同社取締役会への出席を求めた。同月8日のZ社定例取締役会において、Bは令和元年8月と同様の説明を行った。出席したZ社取締役からは、Bの説明では事情がよくわからないため、Z社から人員を派遣して詳細を調査した方がよい、との意見も出された。ところがYが「Bがああ言っていることだし、まだ資金繰りにも具体的な悪影響が出たわけではない。このまま様子を見るべきである」と強硬に主張したため、Z社取締役会としては特に何も手を打たないこととした。
- 5 令和3年6月、BはYに対してA社の一時的な運転資金としてZ社からA社に2000万円を貸し付けるよう依頼した。Yは、これまでBからそのような依頼がされたことはなかったため多少疑問には思ったものの、「大阪府等を対象とする新型コロナウイルス感

染症緊急事態宣言下において必要な運転資金として必要である」という説明を聞いてそのようなこともあるかと考え、それ以上特に事情を問うことなく 2000 万円を貸与するよう Z 社財務部に指示した。なお、Z 社と A 社との間で貸付けを行うこと自体は、Z 社取締役会において以前から承認されており、かつ 2000 万円という金額自体も Y に与えられていた権限の範囲内であった。

- 6 令和 3 年 8 月、突如として B が失踪し、その直後に A 社が 2 回目の手形不渡りを出して事実上倒産した。その後、Z 社が改めて調査したところ、B は違法なギャンブルに手を出したために暴力団に対して多額の負債を抱えており、そのために暴力団のフロント企業である C 社に対して商品を販売したことにして実際には商品を横流ししていた。また、会社の資金を横領して借金の返済に充てていた。B はこれらの行為をごまかすため A 社経理部長 D を抱き込んでおり、A 社の計算書類は平成 28 年度以降、粉飾されていた。実際には、A 社の財務状況は同年度以降年々悪化しており、遅くとも令和 3 年 1 月以降は資本欠損に陥っており、もはや経営再建の可能性は限りなく低い状態になっていた。これらの事実を、相応の会計知識を持つ者によって A 社に対する調査を行えば判明するものであった。
- 7 遅くとも平成 22 年 6 月から引き続き Z 社の議決権の 3 % に相当する株式を保有している X は、上記の事実 1 ～ 6 を知って激怒し、Y に対して責任追及等の訴えを提起することを決意した。

【設問 1】X が Z 社の株主として Y に対して Z 社のための責任追及等の訴えを提起する場合に考えられる主張及びその主張の可否について、論じなさい。

- 8 X は、Y に対する責任追及等の訴えと並行して、Y を取締役から解任すべく、Z 社に対して臨時株主総会を招集するよう請求した。Z 社は、これに応じ、令和 3 年 9 月 22 日、Y を取締役から解任する件を会議の目的とする臨時株主総会（以下「本件総会」という。）を開催した（なお、本件総会の招集手続において特に違法・不公正な点は存在しなかったものとする。）。本件総会には、Z 社の総議決権 3 万 5000 個のうち 3 万 2000 個に相当する株主が出席した。なお、本件総会において書面投票・電子投票は実施されていない。
- 9 本件総会では、X から取締役 Y 解任決議案について提案の趣旨説明がなされたのち、約 3 時間に渡って討論が行われた。その結果、Y 解任議案は賛成議決権 1 万 2000 個、反対議決権 2 万個により、否決された（以下「本件決議」という。）。
- 10 本件決議を受けて X は令和 3 年 10 月 1 日、Y 解任の訴え（以下「本件取締役解任の訴

え」という)を提起した。

- 11 ところで、Z社定款13条には、「株主は、株主総会において議決権を行使させるため、他の株主1名を代理人として選任することができる。」との定めがある。
- 12 本件総会に先立ち、Z社の議決権2000個に相当する株式を保有する自然人Dは、本件総会における議決権の行使の代理をEに委任し、委任状を交付した。Eは弁護士であり、本件総会当日に至るまでZ社株式を保有したことはなかった。DがEに対して議決権の代理行使を依頼したのは、D本人の本件総会当日の出席に差支えがあったからではなく、本件総会において弁の立つEに議論に参加してもらい、Yを支援してもらうためであった。
- 13 本件総会当日、EはDから交付を受けた委任状を本件総会受付においてZ社に示し、入場を求めた。総会の受付担当者であるZ社総務課長FはEがZ社株主ではないことにすぐに気づいたが、Eが弁護士であることもあり、特に咎め立てすることなくFの判断で入場を許可した。
- 14 本件総会において、EはDが期待した通り、Y擁護のための論陣を張り、数度に渡ってXら解任賛成派を激しく非難した。本件総会で議長を務めた代表取締役会長のGは、EがZ社の株主ではないことに審議途中で気がついた。しかし、EがYを支援する立場を鮮明にしていたこともあり、特に退場を求めることはしなかった。
- 15 令和3年10月11日、Yの支持者であるZ社株主Wは、本件決議について株主総会決議取消しの訴えを提起した(以下「本件決議取消しの訴え」という)。Wは、本件決議が取り消されれば、Yを解任する旨の議案が否決された事実がなくなることになり、Xの提起した本件取締役解任の訴えが不適法になると主張している。

【設問2】次の(問1)及び(問2)に答えなさい。

(問1) 本件決議取消しの訴えに対し、裁判所は本案判決をすべきか。事実15のWの主張に留意しつつ、論じなさい。

(問2) 本件決議取消しの訴えに対して本案判決をすべきであるとされる場合、本件決議は取り消されるべきか。Z社が主張することのできる本案の抗弁も考慮しつつ、論じなさい。(問1において本案判決をすべきでないと解答した場合も、問2においては決議取消しの可否について検討すること。)